

仕 様 書

1 件 名

港区客引き行為等防止巡回指導業務委託

2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

原則として、以下の6地区で実施するものとする。

- (1) 新橋地区：新橋駅周辺の公共の場所
- (2) 六本木地区：六本木交差点周辺の公共の場所
- (3) 赤坂地区：赤坂見附駅周辺の公共の場所
- (4) 大門・浜松町地区：大門駅周辺及び浜松町駅周辺の公共の場所
- (5) 田町地区：田町駅周辺の公共の場所
- (6) 品川地区：品川駅港南口周辺の公共の場所

4 履行日

令和7年度の履行日は、下記のとおりとする。ただし、区内の情勢によって、必要性があると発注者が判断した場合にはこの限りではない。

- (1) 新橋地区、赤坂地区、大門・浜松町地区、田町地区、品川地区については、原則として土・日曜日、国民の祝日及び発注者が指定する日（令和7年8月12日から8月15日、12月29日から令和8年1月2日まで）を除く毎日とし、238日実施するものとする。ただし、品川地区については、発注者と協議のうえ、月1回土曜日に業務を実施することとし、実施した場合は原則として翌月曜日を休務日とする。
- (2) 新橋地区重点対策班については、原則として月・土・日曜日、国民の祝日及び発注者が指定する日（令和7年12月30日から令和8年1月2日まで）を除く毎日とし、200日実施するものとする。
- (3) 六本木地区については、原則として日・月曜日（令和7年4月28日、9月22日、令和8年2月9日、3月16日を除く）、国民の祝日及び発注者が指定する日（令和7年8月12日から8月16日、12月30日から令和8年1月3日まで）を除く毎日と、249日実施するものとする。

5 業務内容

- (1) 港区客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）の周知・啓発
客引き行為者等が多く出現する場所において、発注者が用意するチラシ等を用いて条例の内容の周知・啓発を行うこと。また、各班に音声を流すことができる機器を携帯させ、発注者が指定する周知・啓発の音声を流すこと。なお、実施場所は、発注者と協議して決定するものとし、通行の妨げやティッシュ配布等の宣伝行為の妨げなど店舗の営業妨害と誤認されないよう注意すること。
- (2) 条例第7条「客引き行為等の禁止」及び第8条「客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止」違反行為者（店舗含む。）に対する指導
違反行為者に対して、条例第10条第1項を根拠とする「指導」を実施すること。
なお、指導を行う際は、強制や威圧と受け取られる態度を避け、理解と協力を求

めるよう礼儀正しく説明すること。

(3) 新橋駅周辺繁華街対策

新橋駅周辺では客引き行為や路上喫煙などの迷惑行為が多く、また道路上にテーブルや椅子を設置し路上営業をする違法行為が顕著となっているため、重点対策班を配置し、道路不法占用等巡回指導員、路上喫煙防止対策巡回指導員、青色防犯パトロール隊と連携し、総合的に新橋地区の安全安心や治安対策の強化を目的とした業務連携パトロールを実施すること。

また、巡回方法や巡回ルート、指導・啓発地点等については、芝地区総合支所（まちづくり課、協働推進課）と確認及び調整の上、業務に従事すること。

(4) 六本木安全安心憲章の周知・啓発

六本木地区では、上記（1）、（2）及び下記（5）に加え、六本木地区において全ての人を守るべきまちのルール「六本木安全安心憲章」に規定されている項目についての周知・啓発活動を行うこと。

(5) 巡回時の注意事項

ア 各地区の警備員指導教育責任者の代表者又はその代理人は、原則として毎週1回、（開庁日のみ）の業務開始前に、発注者担当課へ立ち寄り、必要な指示を受けたいうえで業務に臨むこと。

イ 業務従事指導員（以下「指導員」という。）は、常に本業務の主旨を踏まえ、怠慢及び不適切な行動をとることがないように十分に注意すること。

ウ 巡回中に犯罪企図者（犯罪に着手しているおそれのある者）や不審物等を発見した場合には、下記の対応を取ること。

（ア）犯罪企図者

速やかに警察へ連絡するとともに、周囲の区民等の安全を確保しつつ、事態拡大の防止に努めること。

（イ）不審物等

絶対に手を触れず速やかに警察又は消防等の関係機関に連絡するとともに、周囲の区民等の安全を確保しつつ、受傷事故防止に留意の上、不審物等による被害の防止に努めること。

エ 事件・事故を現認し、又は迷い人・急病人等の要保護者を発見した場合など緊急対応を要するときは、直ちに警察又は消防等の関係機関に通報するとともに、必要な措置を講ずること。

オ 事件・事故等の特異事案を取り扱った場合は、事案の概要を速やかに発注者に口頭報告するとともに、事後、発注者に書面報告すること。

カ その他、対応困難な状況が発生したときは、直ちに発注者に連絡して指示を受け適切に対応すること。

キ 大雨、洪水、地震などにより、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、区の指示に従い、安全確保を図りながら、現場確認及び防犯パトロール等の犯罪抑止のための警戒活動等の対応に当たること。なお、履行場所については、災害等の状況に応じて、発注者と協議の上で決定することとする。

(6) 関係機関との情報交換

受注者は、効果的に活動を行うため、原則として、毎週1回以上定期的に各地区を管轄する警察署に立ち寄り、最新の客引き行為等をはじめとする繁華街の情勢等について情報交換すること。これらの内容については、連絡事項等があれば必ず発注者へ報告すること。

(7) 港区青色防犯パトロール業務、みなとタバコルール指導等業務、港区客引き行為

等防止巡回指導業務との共通事項

以下の業務について、当該客引き行為等防止巡回指導に支障のない範囲で対応すること。

ア 通行の妨害となる路上での滞留やたむろ行為の抑止・啓発

イ 歩行・路上喫煙、ごみの不法投棄等のルール違反行為（「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で禁止されている迷惑行為等）の抑止・啓発

ウ 路上喫煙等の助長や、公共の場所にたばこの煙が流れる要因となる灰皿等を設置する事業者等に対する灰皿等の移設又は撤去の呼びかけ

エ 路上での迷惑駐輪の抑止・啓発

オ 上記のほか、社会通念上、公衆の迷惑と認められる行為の抑止・啓発

上記のほか、発注者の指示により、港区青色防犯パトロール業務、みなとタバコルール指導等業務、港区客引き行為等防止巡回指導業務のパトロールの責任者は、各業務の情報共有を行うために、原則6月、11月に区が開催する連絡会議へ出席し、その他の月については、原則書面にて情報共有を行うこと。

(8) 上記(7)の共通事項への対応

巡回中に、道路等の公共の場所において、喫煙やごみの不法投棄等の「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で禁止されている迷惑行為を視認した場合は、当該行為者に、同条例の趣旨を説明して理解を求めること。また、路上喫煙等の助長や、公共の場所にたばこの煙が流れる要因となる灰皿等を視認した場合は、設置する事業者等に灰皿等の移設又は撤去の呼びかけを行うこと。

通行の妨害となる路上での滞留やたむろ行為、路上での迷惑駐輪その他社会通念上の迷惑行為を行う者に対しても啓発を行うこと。

(9) その他

通行者等から問合せや地理案内を求められたときは、当該業務に支障のない範囲で、発注者が発行する身分証明書を提示し、誠実に応対すること。

6 業務体制

(1) 実施体制

令和7年度の実施体制は下記のとおりとする。ただし、区内の情勢によって地区間で班編成数を融通する必要性が生じた場合、実施時間の変更の必要性が生じた場合、区内の環境浄化団体、町会・自治会等が実施するパトロールの日程、区民等からの要望がある場合には、発注者と協議して対応するものとする。

場所	時間	班編成数	警備員指導 教育責任者数
新橋地区	原則月～金曜 午後4時45分～午後11時45分	5班	1人
	【重点対策班】 原則火～金曜 午後5時～午後9時	1班	
六本木地区	原則火～土曜 午後4時45分～午後11時45分	4班	1人
赤坂地区	原則月～金曜 午後4時45分～午後11時45分	3班	1人

大門・浜松町、 田町地区	原則月～金曜のうち、不規則で実施 午後4時～午後11時	2班	1人
品川地区	原則月～金曜 午後4時～午後11時	2班	

ア 指導員は、徒歩により業務を実施する（雨天時も同様）。

イ 1班につき複数名の指導員で構成するものとし、下記（2）イで定める者と連携しながら業務を実施すること。

ウ 受注者は、発注者と協議の上、指導員に制服や腕章等を着用させるなど、当該業務を視覚的にアピールすること。なお、業務従事者は発注者が指定する腕章を着用すること。また、指導員には、港区客引き行為等の防止に関する条例施行規則第4条第5項の「港区客引き行為防止指定指導員証」（別紙1）（以下「指定指導員証」という。）のほか、受注者が用意する携帯電話等の必要な機材や消耗品を常備させ、当該業務に万全を期すこと。

エ 指定指導員証は、紐付きIDカードホルダーなどを使用し制服と結着して、遺失しない対策を行うこと。

オ 指導員の勤務交替時には、申し送り、指示等を適切に行うこと。

カ 活動中の指導員の行動は、基地局にて適宜管理し、事故発生時等には必要な措置を講ずること。

キ 食事、喫煙、休憩は、受注者が区内に設ける拠点にて定められた時間に行い、路上等の公共の場所では行わないこと。

ク 発注者からの指示事項（緊急対策、重点巡回地点の指示など）は、巡回業務をコントロールする基地局に報告し、基地局は従事する指導員に指示徹底を図るとともに、業務遂行状況の確認を行うこと。また、指導員間での連絡を密にするとともに、情報を共有すること。

ケ 業務に必要な物品（制服・広報に使用する機器等）等の全ての費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者が指定する腕章は、発注者の負担とする。

（2）指導員の管理等

ア 区内に指導員の拠点を設け、労働基準法に基づいた適正な勤務配置を行うこと。

イ 各地区において、指導員の指導監督として、警備業法に基づく警備員指導教育責任者（同資格保有者）を配置して現場を統括させるとともに、発注者との連絡担当窓口とすること。

ウ 警備員指導教育責任者は、定年退職した警察官など、客引き行為等の規制に関する法令（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）」及び「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（東京都迷惑防止条例）」をいう。以下同じ。）の知識を有し、繁華街の生活安全対策に関する実務経験を有する者とする。

エ 警備員指導教育責任者は、警備業法に定められた教育だけにとどまらず、「救命技能認定証（自動体外式除細動器業務従事者）」を取得させるとともに、客引き行為等の規制に関する法令、港区生活安全行動計画及び「みなとタバコルール」等の区の生活安全・環境浄化に関する取組、心肺蘇生法（CPR）及び自動体外式除細動器（AED）の取扱いなど、本業務を遂行するのに必要な教育を実施し、教育簿を備え付けること。

オ 六本木地区では、指導員として、社会生活で求められる英語を十分理解し、使用することが可能で、客引き行為等の規制に関する法令の内容等を英語で平易

に伝えることができる者を各班に配置すること。

カ 指導員に対する研修は、個人指導月2回以上、集合教育月1回以上又は、個人指導月3回以上実施し、研修簿を備え付けること。

キ 指導員は、危険に対して冷静に対処できる者や交渉力に長ける者など、巡回指導業務（類似業務含む。）の十分な実績と経験を持つ者とし、本業務の目的と内容を理解し、指導等を行う際には責任感を持ち、緊急時においても迅速かつ的確に業務を遂行できる心身強健の者を選定すること。

ク 受注者は、受注決定後、業務開始前までに指導員の名簿（氏名、生年月日、実績、経験年数等）を発注者に提出すること。なお、名簿提出後、指導員を変更する場合は、その都度、発注者の承認を得ること。

ケ 受注者は、指定指導員証への貼付用及び区が保管する名簿用として、各指導員の顔写真（カラー、脱帽、背景無し）を2枚用意し、うち1枚は当該名簿に貼付の上、提出すること。

コ 受注者は、月間の勤務予定者一覧表を提出すること。その際、各勤務日の責任者が分かるように明記すること（書式は任意）。

7 報告等

(1) 受注者は、業務実施日毎に日報（別紙2）、稼働人数表（別紙3）を地区ごとに作成し、活動実施日の翌開庁日に発注者へ電子メールで送付すること。なお、稼働人数表については、各地区を一つのデータに集約した上で、送付すること。

(2) 巡回中に区民等から意見を受けた場合は、内容を日報の特記事項の欄に記載すること。

(3) 原則として、毎週1回以上業務報告を行い、書面にて指導をした場合、条例第5条関係（第6号様式）指導書交付控を発注者に提出すること。

(4) 毎月9日（3月分は令和8年3月31日）までに、前月分の日報の内容を集約した月報（様式任意）及び巡回指導等業務共通事項の対応報告（別紙4）を作成し、代表者による業務状況確認書と併せて発注者担当課へ持参して業務報告を行うとともに、電子メールでも担当者へ送付すること。なお、月報には「業務中に把握した繁華街等の課題」を記載すること。

8 官公庁への証明申請

受注者は、発注者を代行して、巡回指導業務の実施に関する道路使用許可申請等の必要な手続を官公庁に対し行うこと。

9 契約金額の支払方法

毎月の履行確認後、受注者からの請求に基づき月ごとに支払う。

10 受注者の責務等

(1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

(2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。

(3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。

(4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

- (5) 受注者は、区又は第三者に対して損害を与えたときは、これらを賠償する一切の責務を負うこととする。
- (6) 受注者は、指導員が受注業務中の災害や事故等で被った損害について、区に一切の責任及び賠償を求めないものとする。
- (7) 受注者は、指導員の労働条件等について労働基準法、労働安全衛生法及び最低賃金法などの労働関連法令を遵守しなければならない。
- (8) 受注者は、個人情報について、別紙5「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (10) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (11) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (12) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

11 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成29年3月16日付改正28環改車第790号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

12 疑義等の取扱い

本仕様書に定めた事項に関し疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない細部については、発注者と協議の上、決定することとし、受注者は、業務内容に疑義があるときは、速やかに発注者に連絡し、指示を受けて対応すること。


13 問合せ先

防災危機管理室防災課生活安全推進担当 電話(3578)2270

<別紙 1 >

指導員身分証明書

(表)

港区客引き行為防止指定指導員証		NO.000000
	氏名 ○○ ○○ 有効期限 令和○年○月○日	 顔写真
上記の者は、港区客引き行為防止指定指導員であることを証明する。		
令和○年○月○日発行		
港区長 清家 愛		

(裏)

注意事項
1 港区客引き行為防止指定指導員は、その職務に当たり本証を携帯しなければならない。
2 条例に基づく指導その他の措置又は条例第13条第1項に定める調査等をする場合は、本証を提示しなければならない。
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 本証を紛失したときは、速やかに届け出なければならない。
5 指定を解除されたときは、遅滞なく本証を返納しなければならない。

<別紙2>

客引き行為等防止巡回指導業務日報

区	地	年	月	日	時～	時	天気
No.	業務従事者属性				業務従事者氏名		
1	警備員指導教育責任者						
2	指導員						
3	指導員						
4	指導員						
5	指導員						
6	指導員						
7	指導員						
8	指導員						
9	指導員						
10	指導員						
11	指導員						

<巡回指導内容確認一覧>

No.	対応項目	時間帯	視認人数	指導人数	状況 (指導の概況を記入)
1	条例第7条違反	17時～20時	人	うち書面 人	
2		20時～22時	人	うち書面 人	
3		22時～24時	人	うち書面 人	
4	条例第8条違反	17時～20時	店舗	うち書面 店舗	
5		20時～22時	店舗	うち書面 店舗	
6		22時～24時	店舗	うち書面 店舗	
7	路上喫煙者数 (延べ)	17時～20時	人	人	
8		20時～22時	人	人	
9		22時～24時	人	人	
10	その他迷惑行為	17時～20時	人	人	(具体的な迷惑行為等も記入)
11		20時～22時	人	人	
12		22時～24時	人	人	

<特記事項> ※特記すべき事項があれば記入してください。

No.	時間	場所	状況・対応等
1			
2			
3			
4			
5			

<総括報告>

※当日の客引き行為等の状況、実施した指導手法及び効果（改善状況）等について総括的に記入してください。

※追加する場合は行を挿入

<別紙3>

稼働人数表

日付	曜日	地区	場所	時間	人数	内 外国人	種別		
							居酒屋	スカウト	その他
			A地点	17時					
			A地点	18時					
			A地点	19時					
			A地点	20時					
			A地点	21時					
			A地点	22時					
			A地点	23時					
			A地点	24時					
			B地点	17時					
			B地点	18時					
			B地点	19時					
			B地点	20時					
			B地点	21時					
			B地点	22時					
			B地点	23時					
			B地点	24時					
			C地点	17時					
			C地点	18時					
			C地点	19時					
			C地点	20時					
			C地点	21時					
			C地点	22時					
			C地点	23時					
			C地点	24時					

<別紙4>

巡回指導等業務共通事項の対応報告

(令和●年●月分)

仕様書に基づく他業務との共通事項		対応件数		対応概要
①	通行の妨害となる路上での滞留やたむろ行為の抑止・啓発		件	
②	歩行・路上喫煙、ごみの不法投棄等のルール違反行為（条例で禁止されている迷惑行為等）の抑止・啓発		件	
③	路上喫煙等の助長や、公共の場所にたばこの煙が流れる要因となる灰皿等を設置する事業者等に対する灰皿等の移設又は撤去の呼びかけ		件	
④	路上での迷惑駐輪の抑止・啓発		件	
⑤	公共の場所における客引き行為等（港区客引き行為等の防止に関する条例で禁止されている行為）の抑止・啓発		件	
⑥	そのほか、社会通念上、公衆の迷惑と認められる行為の抑止・啓発		件	
合計		0	件	

特筆して報告すべき事項

<別紙5>

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、

当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報等を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情

報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうへ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（以下の条文は、該当する契約のみ）

（電磁的記録媒体の保管）

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

（電磁的記録媒体の搬送）

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。